建設工事等における重大事故（死亡事故等）の知事への連絡（当日中）フロー

関係機関等			平日（勤務時間内）	平日（勤務時間外）・土日等休日（閉庁日）
工事現場（業務場所）現場代理人（管理技術者）		事故現場確認・通報等	事故発生 直ちに報告（電　話） ① 人命救助 119番通報 / 二次災害防止措置	事故発生 直ちに報告（電　話） ① 人命救助 119番通報 / 二次災害防止措置
受注者（受託者）		事故内容確認 聞き取り調査等	直ちに報告（電　話） ① / ② 事故速報（別紙１）（FAX等） / ③ 事故報告書（別紙様式１）	事故内容確認 直ちに報告（電　話） ① / ② 事故速報（別紙１）（FAX等） / ③ 事故報告書（別紙様式１）
稚内建設管理部	本部発注各原課 出張所等		工事監督員（業務担当員） 報告 → 総括監督員等 → 事故現場確認指示 ① / ② / ③ 事故報告書（別紙２・別紙様式１）	事業課・出張所発注分（工事）～総括監督員 事業課・出張所発注分（業務）～出張所長等 本部発注分（業務）～本部防災当番担当者 携帯電話　090-1524-4699 建設行政課～FAX　0162-33-8207 ① / ② / ③ 事故報告書（別紙２・別紙様式１）
稚内建設管理部	本部 入札契約課	情報共有	○道路事業 → 予算係長 ○治水事業 → 予算係長 電話　0162-33-2551 FAX　0162-33-8207 報告 → 四　役 ① / ② / ③	① 入札契約課長　携帯 ② 入札契約課主幹　携帯 ③ 建設管理部長　携帯 本部　防災当番者　090-1524-4699 建設行政課～FAX　0162-33-8207 ① / ② / ③ 報告 ・出張所等発注分（工事・業務）～各原課課長へ報告 ・本部発注分（業務）各原課課長へ報告 四　役
稚内建設管理部	本部 原課 四役		① / ② / ③	① / ② / ③
本庁（建設部）	建設管理課	報告	工事管理係　主査（契約指導） 6－210－29－715 FAX　011-232-6335 ① / ② / ③	① 建設管理課課長補佐　携帯 ② 建設管理課主幹　携帯 ③ 建設管理課長　携帯 FAX　011-232-6335 ① / ② / ③
本庁（建設部）	建設部長外	報告	建設部長　外 ① / ②	建設部長　外 ① / ②
知　事（当日中）			知　事	知　事

備　考

重大事故

重大事故とは

1 重大な工事関係者事故（死亡又は多数の負傷者を生じさせた事故等）。
2 公衆に死亡者又は負傷者を生じさせた事故。
3 工事関係車両による事故のうち、社会的影響があると判断される重大な事故。

報告方法

① 「直ちに報告」
事故発生時の状況等を、「事故発生報告書」（別紙１）の内容に基づき、事故発生後速やかに「電話連絡」により報告すること。

② 「事故速報」（別紙１）
電話報告内容について、「別紙１」を作成し、事故発生位置図及び事故発生状況図（ポンチ絵）を添付して、速やかにＦＡＸ等により報告すること。

③ 「事故報告書」（別紙２）
「別紙１」による報告後、速やかに詳細な事故内容を記載した「別紙２」に関係書類を添付して、提出すること。

報告様式

1 「事故発生報告書」
（出張所等報告様式）
～　別紙１

2 「労働災害等の発生について（報告）」
（出張所等報告様式）
～　別紙２

3 「労働災害等の発生について（報告）」
（受注業者等報告書式）
～　別記様式１

※本部防災担当者

①本部発注分の業務箇所で重大事故が発生した場合、各受託者からの報告を受け、入札契約課長等に報告。

②本部担当者が在勤地（稚内）にいない場合、本庁への報告を行う。

※　本フローは、「測量・建設コンサルタント業務等」・「公物管理業務」・「その他業務等」に準用する。

（稚内建設管理部建設行政室入札契約課）